

京都市京北運動公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年10月6日

京都市長 門川大作

京都市規則第39号

京都市京北運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市京北運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「第4条」を「第5条」に、「使用の」を「利用の」に、「京都市京北運動公園使用許可申請書（別記様式）を市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者」に改め、同条第2項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用料を納入した」を「その利用に係る料金を支払った」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第2条本文中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用日」を「利用日」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、受付を開始する日を変更することができる。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「市長は、第1条」を「指定管理者は、第1条第1項」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用料を納入した」を「その利用に係る料金を支払った」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第4条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

条例別表第1に掲げる付属設備の利用に係る料金の上限額は、別表のとおりとする。

2 条例別表第2に掲げる広告その他の利用に係る料金の上限額は、その都度市長が定める。

第4条第3項本文中「に係る使用料」を「の利用に係る料金」に、「使用する」を「利用する」に、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「納入させる」を「支払わせる」に、「ある」を「できる」に改める。

第5条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「第7条ただし書」を「第8条ただし書」に、「使用料」を「京都市京北運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に、「場合は」を「場合及びその金額は」に、「場合と」

を「とおりと」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に、「場合」を「場合 全額」に改め、同条第2号中「使用する」を「利用する」に、「場合」を「場合 2分の1に相当する額」に改め、同条第3号中「使用日」を「利用日」に、「使用を」を「利用を」に、「場合」を「場合 全額」に改める。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第8条」を「第9条」に、「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

別表第1を削る。

別表第2中「使用料」を「利用料金」に改め、同表を別表とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)